

神山町社会福祉協議会乳幼児等紙おむつ支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、乳幼児等を養育している家族に対し、紙おむつを支給することで、家族の経済的負担の軽減を図り、子育て支援に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、神山町社会福祉協議会とし、神山町善意銀行運営委員会(理事会)において審議し、事業費は神山町善意銀行より支出する。

(対象者)

第3条 この事業が対象とする者は、神山町に居住する乳幼児等でその基準は次のとおりとする。

- 1 生まれた日から2歳の誕生日の前日までの期間の者。
- 2 上記のほか、会長が特別な事情があると認め、支給するのが相当であるとした者。

(申請)

第4条 当事業による紙おむつの支給を受けようとする者は、乳幼児等紙おむつ助成事業申請書を会長に提出し、認定を受けなければならない。

- 2 支給は年1回とし、継続する場合は再申請の認定を必要とする。

(決定)

第5条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ要否を決定し乳幼児等紙おむつ支給承認・不承認通知により申請者にその旨を通知する。

(支給等)

第6条 紙おむつの支給については現物とし、年3パックまでとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。